

## 佐倉市議会オンライン委員会の運営に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市議会委員会条例（昭和31年佐倉市条例第30号。以下「条例」という。）第15条の2の規定に基づき、同条第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催手続その他オンライン委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (開催手続)

第2条 委員長は、オンライン委員会を開催するに当たっては、あらかじめ副委員長及び議長の意見を聴くことができる。

2 委員長は、オンライン委員会の開催を決定した場合には、その旨を当該委員会の委員に対し、通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受け、オンライン委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日（その日が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに、その理由を付け、委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、当該委員会の開催日の前日の正午を過ぎても当該届出を行うことができる。

### (委員長及び副委員長の参集)

第3条 オンライン委員会を開催する場合は、委員長及び副委員長は、円滑な議事を運営する観点から、委員会室に参集しなければならない。

### (出席確認等)

第4条 委員長は、委員会の開会前及び再開前に、オンライン出席委員（条例第15条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員をいう。以下同じ。）の映像及び音声是否正常なものか確認し、本人確認を行うものとする。

2 オンライン出席委員は、通信障害等により映像又は音声がか切れた場合、途中退席したものとみなす。

3 前項の規定により途中退席したとみなされたオンライン出席委員が、通信環境の復旧等により映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとみなす。

### (オンライン出席委員の責務)

第5条 オンライン出席委員は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像及び音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
  - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
  - (3) 委員会に関係しない映像及び音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会の開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
  - 3 オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(表決の方法等)

第6条 オンライン委員会における表決は、委員会室に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

- 2 オンライン出席委員は、表決の際に、映像又は音声を確認できない場合、表決に加わることができない。
- 3 オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をすものとする。
- 4 オンライン委員会では、投票による表決及び選挙は行わない。

(除斥及び自主退席の取扱い)

第7条 委員長は、条例第18条第1項の規定により除斥の対象となる者がオンライン委員会に参加している場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声を遮断するものとする。ただし、当該オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第2項の規定によりオンラインによる方法でするときは、この限りでない。

- 2 オンライン出席委員が自主的に退席する場合は、自ら映像及び音声を遮断するものとする。

(秩序保持に関する措置の取扱い)

第8条 委員長は、オンライン出席委員が条例第23条第2項に規定する状況にあるときは、当該オンライン出席委員の映像及び音声を遮断する措置を講ずることができる。

(動議の取扱い)

第9条 文書による動議をオンライン出席委員が提出する場合は、委員会の開会前にあらかじめ委員長に案文を提出することができる。

- 2 オンライン出席委員が文書による動議を委員会中に提出するときは、議会事務局に電子メールその他の方法により送信しなければならない。
- 3 オンライン出席委員が口頭又は文書により動議を提出するときは、挙手の上、委員長にその旨を申し出なければならない。

(資料配布)

第10条 オンライン出席委員が委員会において資料を配布しようとするときは、委員長の許可を得た上で、委員会の開催日の前日までに、議会事務局に資料を提出するものとする。

(委員外議員のオンラインによる出席)

第11条 佐倉市議会会議規則(昭和62年佐倉市議会規則第1号)第113条第3項の規定により、委員でない議員がオンラインによる方法で出席する場合には、オンライン出席委員の規定を準用する。

(議長のオンラインによる出席)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第105条の規定により、議長がオンラインによる方法で委員会に出席する場合には、オンライン出席委員の規定を準用する。

(公述人及び参考人のオンラインによる意見陳述)

第13条 条例第26条第3項の規定によりオンラインによる方法で公聴会に出席する公述人又は条例第30条第3項の規定によりオンラインによる方法で委員会に出席する参考人については、オンライン出席委員の規定を準用する。

2 委員長は、オンラインによる方法で委員会又は公聴会に出席する公述人又は参考人が、条例第27条第3項に規定する状況にあるときは、当該公述人又は参考人の映像及び音声を遮断する措置を講ずることができる。

(費用弁償)

第14条 オンライン出席議員には、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年佐倉市条例第31号)第5条第4項の規定に基づく費用弁償は、支給しない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

附 則 (令和6年●月●日決裁佐議第●号)

この要綱は、●●から施行する。